期控除額	を	連結欠損金等の当期控除額（別表四の二「47」）
金の損金算入額		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額（別表四の二「7」）
費の特別控除額計額）		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表三の二付表「34」の合計額）
金額に係る連結所計額）		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額（別表三の二付表「35」の合計額）
金額に係る連結所計額）		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の益金算入額（別表三の二付表「36」の合計額）
の特別控除額計額）		沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額（別表三の二付表「37」の合計額）
業法人の連結所得計額）		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額（別表三の二付表「38」の合計額）
業法人の連結所得計額）		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の益金算入額（別表三の二付表「39」の合計額）
金額の損金算入額計額）		認定研究開発事業法人等の連結所得の金額の損金算入額（別表三の二付表「40」の合計額）
金額の益金算入額計額）		認定研究開発事業法人等の連結所得の金額の益金算入額（別表三の二付表「41」の合計額）

「

	に、	肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額（別表三の二付表「42」の合計額）
		課税済留保金額の損金算入額（別表三の二付表「43」の合計額）
		課税対象留保金額等の益金算入額（別表三の二付表「44」の合計額）

」を「

肉用牛の売却に係る連結所（別表三の二付表「43」
連結超過利子額の（別表十七の二（三）
課税対象金額等の（別表三の二付表「45」

」に改め、同表の記載要領第11号を次のように改める。

得の特別控除額の合計額）		
損金算入額「10」）		
益金算入額の合計額）		

2　別表四の二「10」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を「連結留保所得金額（別表四の二「56の②」）(1)」の欄の上段に内書として記載すること。この場合には、「当期連結留保金額(1)＋(2)－(3)＋(4)－(5)－(6)－(7)　(8)」の欄の記載に当たつては、当該内書として記載した金額を「(1)」から減算して計算すること。